

答申第 1198 号

諮問第 1857 号

件名：行政文書ファイル管理簿に登録された置去品等処理簿の不開示（不存在）
決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 8 月 8 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 21 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 8 月 8 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

イ 補正の求めの判断

審査請求人が提出した多数の行政文書開示請求書のうち、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）情報公開窓口備付けの令和 6 年 9 月版行政文書ファイル管理簿（以下「稲沢警察署ファイル管理簿」という。）に登載されたファイルに保存されている行政文書を求める旨の複数の請求について、処分庁はこれらの請求が網羅的であり、請求対象文書の特定が不十分であったもの、及び大量の請求であり事務に支障を及ぼすおそれがあるものについては補正を求めた。

ただし、処分庁が管理していないことが明らかな対象文書については補正を求める必要がないことから不開示決定を行うこととした。

ウ 本件請求対象文書の調査

処分庁が調査したところ、令和 7 年 8 月 8 日付け開示請求のうち、「③平成 26 年～28 年 置去品等処理簿」については、平成 26 年から平成 28 年まで各年の「置去品等処理簿」ファイル内の文書について請求しているものと解した。

このうち、本件審査請求に係る行政文書ファイル名「平成 26 年 置去品等処理簿」については、稲沢警察署ファイル管理簿に登載されていたものの、当該ファイルは令和 6 年 12 月 31 日が保存期間満了日であり、請求日時点では廃棄されていることが判明した。

エ 本件処分

前記ウのとおり、本件請求対象文書が廃棄されていたことから、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

なお、本件請求対象文書以外の請求内容は、別に決定している。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件請求対象文書は保存期間中であり、存在する旨主張している。

しかしながら、前記(1)ウで述べたとおり、本件請求対象文書は保存期間が満了しており廃棄済みであることから、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

なお、審査請求人は本件処分とは別に、令和 7 年 9 月 12 日付けで本件請求対象文書について、稲沢警察署が廃棄決定をした際の決裁文書の開示請求を行っており、当該請求の開示内容においても前記(1)ウのとおり、廃棄に関する内容等を確認することが可能である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、「平成 26 年置去品等処理簿」という名称の行政文書ファイルに保存している行政文書であって、開示請求日時点において稲沢警察署で管理するものである。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、本件請求対象文書については、稲沢警察署の行政文書ファイル管理簿に同名のファイルが登載されていたものの、当該ファイルは、令和 6 年 12 月 31 日が保存期間満了日であり、請求日時点では廃棄されていたとのことである。

当審査会において、処分庁から提出された稲沢警察署ファイル管理簿を

確認したところ、処分庁の主張するとおり、当該ファイルの保存期間満了時期は令和 6 年 12 月 31 日とされていることが認められた。

また、当審査会において、処分庁から説明を聴取したところ、処分庁は、保存期間満了後、令和 7 年 2 月 4 日付けで当該ファイルの廃棄の可否を伺う決裁文書を起案し、廃棄の意思決定をした後、これらのファイルは同月中に廃棄したとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書は保存期間満了により請求日時点では廃棄済みであるとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル管理簿に登録された

③平成 26 年置去品等処理簿

(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 0 . 2 9	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 5 . 2 2 (第 728 回審査会)	審議
8 . 6 . 1 2 (第 729 回審査会)	審議
8 . 7 . 2 8	答申